

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、丸亀市土器町土地改良区、府中開拓パイロット土地改良区、善通寺西部土地改良区及び善通寺市土地改良区の定款の変更を平成19年5月1日認可した。

平成19年5月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀